

5

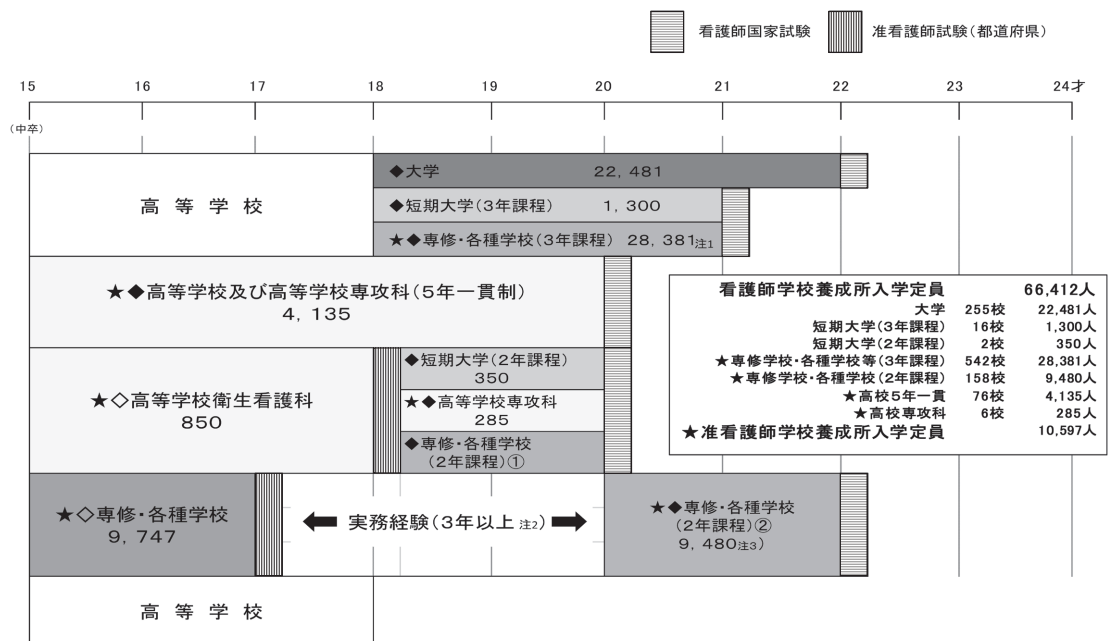
看護師^{*1}齊藤 しのぶ^{*2}

看護師とは、保健師助産師看護師法（以下、保健看法）第5条によれば、「厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者若しくはじょく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者をいう」と定義されている。2015年末の看護職員就業者数は、保健師60,472人、助産師38,486人、看護師1,176,859人、准看護師358,302人で、総数は1,634,119人である¹⁾。

1. 看護職の就業人数と就業場所

前述のとおり、2015年末の看護職員就業者数は、1,634,119人である。2006年と比較して、この10年間で1.23倍に増加している。

就業場所は、看護師と准看護師に共通し、最も多く就業するのは病院で991,886人（60.9%）、次いで診療所336,766人（20.6%）、3番目に介護老人保健施設46,425人（2.8%）である²⁾。



・それぞれの養成ルート内の数字は平成29年度の入学定員数を表す（★のみ平成28年度）

◆看護師国家試験受験資格を得るための指定学校養成所 ◇准看護師試験（都道府県）受験資格を得るための指定学校養成所

注1) 専修・各種学校（3年課程）28,341人には文部科学省所管の940人を含む

注2) 2年課程の通信教育課程は実務経験10年以上 注3) 専修・各種学校（2年課程）入学定員9,480人は①及び②の合計

図1 看護師養成制度（平成29年5月現在）

^{*1} Nurse

^{*2} Shinobu Saito 文部科学省高等教育局医学教育課看護教育専門官

就業している男性看護師、男性准看護師数は、2014年で各々73,968人、22,877人である。2004年は100とした場合、毎年増加しており、2014年は看護師231.5、准看護師100.2となっている³⁾。

看護職員確保対策については、1992年看護師等の人材確保の促進に関する法律（看護師等人材確保促進法）とそれに基づく基本方針が策定され、離職の防止、養成力の確保、再就業の支援等の総合的な看護職員確保対策が実施された。看護師等人材確保促進法は都道府県ナースセンターによる看護職員の復職支援を強化するため改正（2015年10月1日施行）され、看護師等免許保持者による届出制度の創設（努力義務）、ナースセンターの機能強化が図られている。

2. 教育制度

看護師、准看護師の養成制度は図1の通りである。養成課程が多様であり、厚生労働省所管の養成所並びに文部科学省所管の看護師学校があることが特徴である。近年は、大学における養成数が増加しており、看護系大学は、1991年にわずか11校であったが、2017年には255校に達し、入学定員も、558人から22,481人へと約30倍と大幅に増

加し（図2）、看護師養成機関数全体に占める大学の割合も、33.8%に達するところである（図3）。

3. 看護教育行政における文部科学省と厚生労働省の役割

文部科学省と厚生労働省の合同省令である保健師助産師看護師等養成所指定規則（以下、指定規則）は、教育内容や教育環境、教員数等について、各養成機関が守るべき最低基準を示したものである。この指定規則を満たすことにより、看護師国家試験受験資格を付与する課程として認められる。指定規則については、必要に応じて適宜、教育内容の見直し等を含めた改正を実施してきた。改正の際には、文部科学省、厚生労働省が連携し、教育の見直しの方向性にかかわる検討を行っている（図4）。

4. 大学における看護教育の質的改善

大学において看護教育を行う場合、指定規則に加え、大学を設置するのに必要な大学設置基準（文部科学省令）を満たす必要がある。大学設置基準は、最低基準であり、大学はこの省令で定め

注：1大学で複数の教育課程を有する大学があるため、教育課程数で計上すると、H29年度は265課程となる。

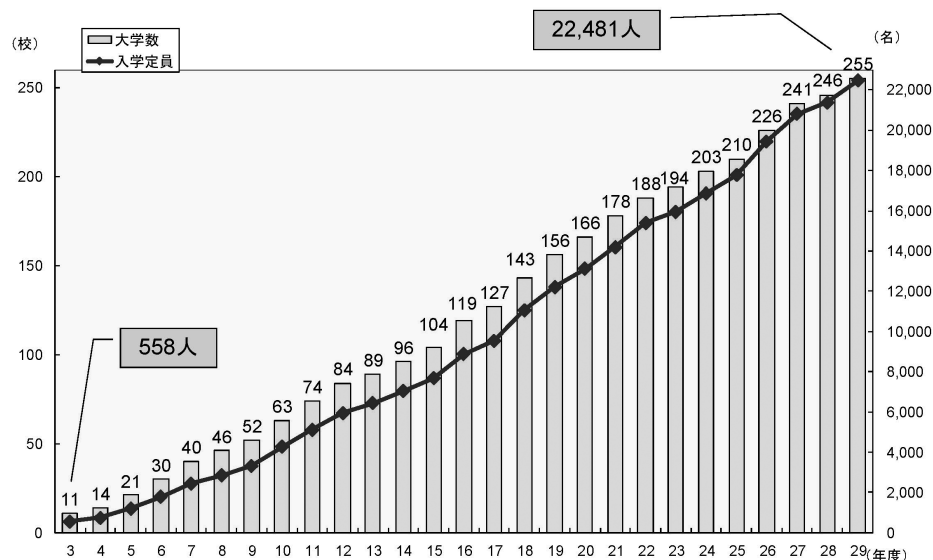


図2 看護系大学数及び入学定員の推移

る設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。文部科学省では、2009年看護系大学が200校を超える頃、学士課程におけ

る看護学基礎カリキュラムによる看護学教育の在り方や新たな看護学教育とその質の保証の在り方を検討することを目的に、大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会が設置された。

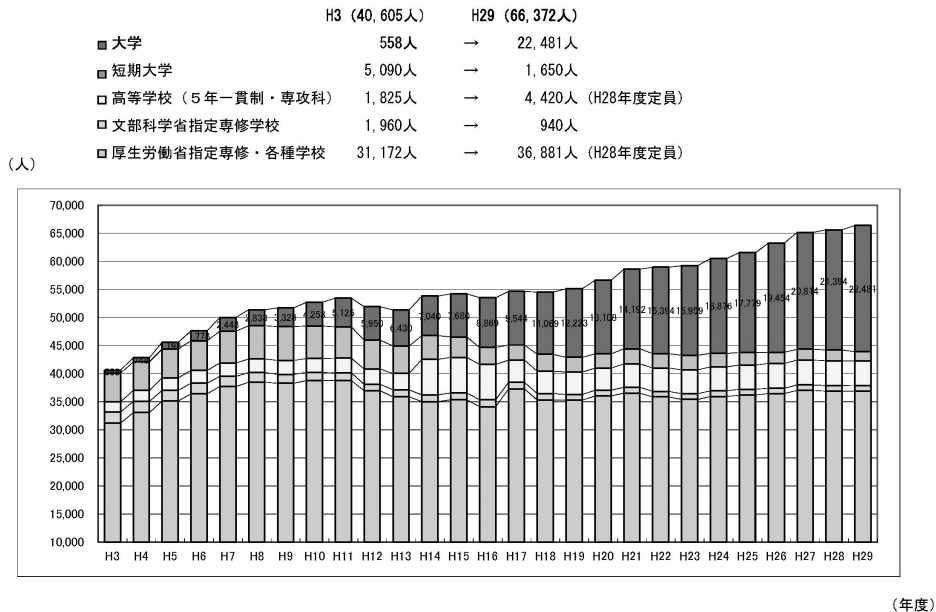


図3 看護師学校・養成所の入学定員の推移（平成29年5月現在）

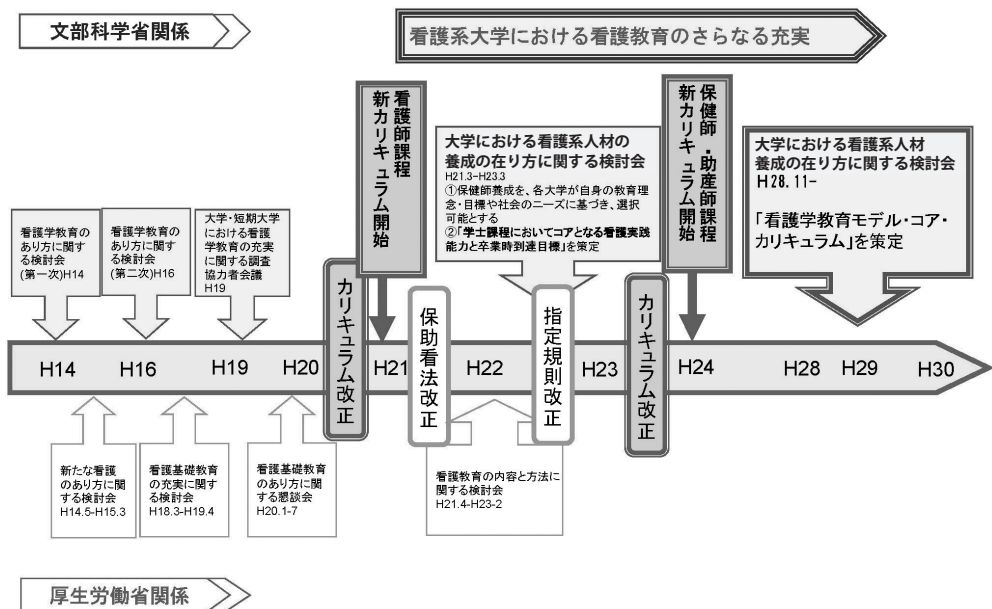


図4 近年の看護師等養成制度改正の動き

2011年の検討会最終報告書では、「学士課程版看護実践能力と到達目標」が策定された。その後、社会保障と税の一体改革をはじめ看護の在り方に関わる様々な改革が進み、学士課程教育の内容の充実を図ることが社会の要請となり、看護学教育モデル・コア・カリキュラムの策定を目的に、2016年大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会が再度設置された。

看護学教育モデル・コア・カリキュラムは、多様なニーズに応える人材を養成する具体的な学修目標を提示すること、看護系人材として求められる資質・能力を明確化し、看護の対象となる人々の主体性を尊重する看護を实践できる人材養成を目指した内容になることに留意した。また、学士課程における医療系人材養成の一部として、将来的には医学教育、歯学教育、薬学教育のモデル・コア・カリキュラムとの同時改訂・一部共有化を見据えた構成とした。各看護系大学においてはカリキュラムの構成や評価の過程において、本モデル・コア・カリキュラムに示す学修目標が含まれたものになっているかという観点から、参考として活用することを期待し、これを通して大学にお

ける看護学教育の質保証への取り組みが進むことが期待される。

5. 看護教育における今日の課題

前述したとおり、看護学教育は、養成所における3年課程から、大学教育へと急速に移行している。年間約10校の看護系大学が新設され続けている現状にあり、実習場の確保、教員の異動と教育水準の維持が課題となっている。文部科学省としては、各大学が、看護学教育モデル・コア・カリキュラムを参考とし、教育のさらなる質的改善に取り組むことを期待するとともに、多様なニーズに応え、確かな看護実践能力を修得した看護系人材の養成への取組を支援していく。

■文 献

- 1) 日本看護協会出版会編，平成28年看護関係統計資料集，日本看護協会出版会，東京，2016.
- 2) 前掲書1)，p.8-11.
- 3) 前掲書1)，p.12-13.